

辞退する場合のみ☑

すべてに該当するか確認

様式第1号 (第6条関係)

発行日 年 月 日

様

武豊町長

「世帯主氏名」
「確認日」
「連絡先電話番号」
を記入

価格高騰重点支援給付金支給要件確認書

価格高騰重点支援給付金について、令和5年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当すると思われるため、本確認書を送付しました。

以下の内容を確認して、年 月 日までに、同封の返信用封筒に入れてこの確認書を返送してください。

※上記期限までに返信がない場合は、本給付金を辞退したものとみなします。

※確認内容が誤っている場合は、給付金の返還を求める場合があります。

※本給付金を受給しない場合は、右のチェック欄に☑をしてください。

【私の世帯は給付金を受給しません ☐】

<確認していただく事項>

- ① 世帯の全員が、令和5年度分の住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
- ② 世帯の中に、令和5年度分の住民税課税となる所得があるのに申告漏れがある者はいません。
- ③ 既に武豊町及び他市区町村において価格高騰重点支援給付金（3万円）の支給を受けた世帯ではありません。

上記内容に相違ありません。

※「世帯主氏名」「確認日」「連絡先電話番号」欄への記入をお願いします。

世帯主氏名	武豊 太郎	確認日	令和5年〇月〇日	連絡先電話番号	090-1234-5678
-------	-------	-----	----------	---------	---------------

※日中に連絡可能な電話番号

振込口座を確認

支給額	30,000円
支給口座	〇〇銀行 ××支店 普通 1234567 ㊦㊧㊨ ㊩㊪

「I」を記入し、「II」に変更がない方はここまでです。確認書を同封の返信用封筒にてご返送ください。

－「I」の記入ができない方は、A (B・C)をご覧ください

－「II」に変更がある方は、B・Cをご覧ください

※B・Cは裏面

代理人として
申請する方の
情報を記入

フリガナ 代理人氏名	申請者との 関係	代理人生年 月 日	代理人住所
		明・大・昭・平 年 月 日	
上記の者を代理人と認め、 価格高騰重点支援 給付金の			署名
<input type="checkbox"/> 確認・請求 <input type="checkbox"/> 受給 <input type="checkbox"/> 確認・請求及び受給			世帯主 氏名

※裏面の「本人（代理人）確認書類」欄への添付もお願いいたします。

「受給」又は「確認・請求及び受給」に○を
付けた場合、裏面の「B」を記入

世帯主本人の
「署名」又は「記入押印」

確認し、☑を付ける

表面に口座記載がない方または表面に記載されている口座とは違う口座への振り込みを希望される方のみ記入
※表面のAで代理人が受給をする方は、代理人の口座を記入

表面記載の口座に代えて（又は表面の支給口座欄が空欄の場合）、下記口座への振込を希望します

(注) 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない場合は、福祉課へお問い合わせください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
1. 銀行 3. 信用金庫 2. 農協 4. 労働金庫	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 当座	※右詰めでご記入ください	※通帳の表記に合わせてください
金融機関番号	店番号			

ゆうちょ銀行	通帳番号	通帳番号	口座名義(カナ)
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	6桁目がある場合は※欄にご記入ください	※右詰めでご記入ください	※通帳の表記に合わせてください
	1	0	

【表面に口座が記載されていない又は口座を変更される方のみ添付】

振込先金融機関口座確認書類

- ※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し
- ※受取口座にゆうちょ銀行を選択し、通帳をお持ちの方は、通帳の見開き部分の写し（コピー）の添付にご協力ください

【表面に口座が記載されていない又は口座を変更される場合
代理人が確認（受給）する場合は添付】

本人（代理人）確認書類

- ※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の顔写真付きの本人確認書類写しの場合は1点必要です。
- ※医療保険証、介護保険証等の顔写真無しの場合の本人確認書類の写しの場合は2点必要です。

「Aのみ記入を行った方」▶【本人（代理人）確認書類】の添付をしてください

「Bへの記入を行った方」▶【振込先金融機関口座確認書類】と【本人（代理人）確認書類】を両方添付

【本人（代理人）確認書類】の添付ができない場合は、福祉課社会福祉担当までお問合せください